

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町は、大規模な商業施設、公園、医療施設、公共施設が充実し、都市と自然が調和した、仙台市をはじめとする近隣自治体のベットタウンとして成長・発展を遂げてきた。

本町の人口構造（令和5年）については、生産年齢人口率が61.2%、高齢化率は25.7%となっており、県の高齢化率29.1%より低い状況にあるが、本町の課題である若者の転出増加等による影響から年々高齢化率が上昇している。特に中心市街地から離れている地区では、人口が減少傾向にあるとともに、少子高齢化が急激に進行しており、買い物弱者の問題が顕在化してきている。

産業構造（令和2年10月1日現在）については、第一次産業が1.8%、第二次産業が22.6%、第三次産業が74.7%となっている。本町の特産である利府梨を含む第一次産業は衰退傾向にあり、従業者の高齢化や担手不足の課題に直面している。

県内の有効求人倍率は減少傾向にあるものの、令和7年3月時点で1.25倍と依然として人手不足の状態が続いており、町内の中小企業者においても、人手不足が懸念される。また、原材料費、燃料費等の高騰や円安による輸入、流通コストの増加により、町内の中小企業者にも引き続き厳しい経営環境が想定されることから、設備投資等による生産性を向上させ事業基盤を構築していく必要がある。

(2) 目標

本町では、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者への先端設備等の導入を促すことで、高齢化や人手不足に対応した事業基盤の構築、後継者が引き継ぎたいと思える将来的な成長を見通せるような経営革新の向上に取り組む等の中小企業者を後押しし、町内の中小企業者の更なる生産性の向上を目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に15件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

なお、これにより労働生産性が向上した認定事業者の影響を受け、他の関連する企業又は他の業種等への幅の広い経済発展に繋がり、地域経済の活性化に寄与するものと期待される。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画の認定事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は、農業、水産業、サービス業、製造業等と多様な業種が本町の経済・雇用を支えている状況にあり、これらの産業で幅広く事業者の生産性向上を図る必要がある。

したがって多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本町の産業分布は、町中心部、山間部、沿岸部と町内全域に幅広く分布している状況にあることから、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

生産性向上に向けた事業者の取り組みは産業、業種等により多様になると考えられることから本計画において対象とする業種は全業種とする。また、今後の町内の産業基盤の維持及び向上を図ることを目的に、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 高齢化や人手不足に対応した事業基盤の構築等に対する先端設備等導入計画の認定を行うなど、現在、勤められている方の安定就業に配慮する。
- ・ また、公序良俗に反する取り組みや、反社会勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・ 町税を滞納している者は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。